

県広報紙 編集業務企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

県広報紙は、「兵庫県のさまざまなことがわかり、兵庫県のことをもっと好きになる広報紙」をコンセプトに、広報を通じて県民とのより良い関係性構築を目的として、兵庫県が発行している広報紙である。

本要項は、従来の県広報紙の構成等に縛られない、より自由な発想の提案を得ることで、広報紙でのより効果的な県政情報発信に取り組むという目的を達成する企画提案を募り、県広報紙編集業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

県広報紙編集業務

※詳細は別紙「県広報紙編集基本要領」のとおり

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 予算上限額

46,398,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募者の資格要件

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で応募函書の受付期間中に出納局物品管理課へ申請し、物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募申込書の提出期限日及び選考委員会の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県広報紙編集基本要領に従って業務を行えること。

6 企画提案コンペの概要

(1) 提案の対象

タブロイド判8面の県広報紙のうち、5面分の作品とする。

(2) 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

(3) 事務局

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1（兵庫県庁第2号館4階）

TEL 078(362)3019 FAX 078(362)3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

7 提出物

応募図書は次のとおりとする。なお、審査の必要上、後日、追加の資料の提出を求めることがある。

- (1) 応募申込書（様式2）
 - (2) 会社概要
 - (3) スタッフ略歴
 - (4) 提案作品（各10部）
...別紙「県広報紙編集業務企画提案コンペ仕様書」に基づいて作成すること。
 - (5) 企画説明書（様式3）（各10部）
...様式3の項目を含む任意の企画説明書も認める。
 - (6) 応募者が主となって制作した定期刊行物
 - (7) 見積書
- ※（4）（5）は1部のみ社名を記載。（4）（5）以外はすべて1部提出。

8 応募手続

(1) 募集要項の配布及び応募受付

ア 募集要項の配布期間

令和7年1月28日（火）から同年2月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 募集要項の配布方法

事務局において配布するほか、県ホームページに掲載する。

ウ 応募申込書等の受付期間

令和7年1月28日（火）から同年2月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。令和7年2月25日（火）は午後3時まで）

エ 応募申込書等の受付方法

事務局に持参すること。（郵送不可）

(2) 募集要項の内容についての照会及び回答

ア 所定の質疑応答用紙（様式1）により、令和7年1月28日（火）午前9時から同年2月7日（金）午後5時までに電子メールまたはFAXにより事務局へ提出すること。

イ 回答は令和7年2月10日（月）までに、電子メールにより回答するほか、県ホームページに回答を掲載する。

9 決定方法

(1) 審査及び選考方法

ア 提出物に不備のあるものは受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、提出物についての不備が無いか事前審査を受けることができる。

イ 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。なお、審査に際しては、令和7年3月11日（月）に開催する選考委員会において、企画のプレゼンテーション発表および質疑応答ができること。出席者は3名以内とし、時間は20分以内（説明10分、質疑応答10分以内）

とする。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

エ 応募者が5者を超える場合、選考委員会において、提出物等による1次審査を実施する場合がある。1次審査実施の場合は、上位となった5者によりプレゼンテーション発表および質疑応答を行う。

(2) 審査項目

選考委員会における審査項目は下記3項目で80点満点とする。なお、業務管理体制については、県広報紙編集基本要領の基準を満たしているか事務局で確認する。

審査項目	配点	審査のポイント
企画・コンセプト	30	【企画】 ・県広報紙の価値を思考し、それを効果的に運用するための、紙媒体としての企画（戦略）がなされているか。 【コンセプト】 ・企画を具現化し、県民と良好な関係を築くための基本的な戦術が提示されているか。
エディトリアルデザイン	15	【エディトリアル（編集）】 ・各ページが効果的な構成（順序、割合、テイスト等）になっているか。 ・各ページ、各コンテンツの構成は、読者と良好な関係を築くことができる構成になっているか。
	15	【エディトリアルデザイン】 ・上記、戦略戦術をふまえた効果的なデザインがなされているか。 ・読みやすく、飽きない、それでいて何かを感じることのできるデザインがなされているか。
取材・原稿・コンテンツ構成	10	【取材・原稿】 ・戦略戦術に基づいた効果的な取材をするスキルがあるか。 ・県民との関係を築く、多種多様な接点を意識した文章、及び見出しを作るスキルはあるか。
	10	【コンテンツ構成】 ・同一テーマでも、多様な角度からの構成（視点）を作ることができるか。

(3) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を郵送で3月中旬に通知する。

10 当選者の取扱い等

(1) 当選者の取扱い

県は、所定の手続きを経た後、当選者に令和7年5月号から令和8年4月号までの県広報紙の編集業務を委託する。なお、実際の紙面（1～8面）の各コーナーのデザイン・構成等は、県と当選者が協議の上、「令和7年度県広報紙構成案」をもとに、5月号の編集業務までに決定するものとする。

(2) 応募図書取扱い

- ア 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、委託契約終了後も県が引き続き使用する場合があります。
- イ 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。
- ウ 応募図書は、返却しない。

1 1 予定額等の提示

(1) 委託費予定額

次の要領で作成した見積書を提出すること。

ア 令和7年5月号から令和8年4月号までの合計金額（消費税込み）。なお、消費税率は年間を通じて10%で見込むこと。

イー1 上記アの内訳（消費税抜き）

(ア) 企画編集費

- a 取材及び原稿作成等に要する経費（人件費や写真撮影費、画像等使用料、コピー制作費などを含む。ただし、漫画原稿料は含まない。）
- b 紙面レイアウト、写植、版下作成等に要する経費（グラフ制作費やイラスト制作費などを含む）、ダイジェスト版の作成・送付等に要する経費
- c 取材対象者への謝金及び交通費（300千円）
- d 読者プレゼントに要する経費（20千円×12カ月分）

1 2 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・審査委員または関係者にコンペに関する援助を直接または間接に求めた場合。
- ・応募書類が本要項に示された事項を満たしていない場合。
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- ・その他、直接または間接に公平な審査に支障を来した場合。

1 3 その他

- (1) 提案作品を編集したスタッフと採用決定後、編集にあたるスタッフを変更しないこと。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は、原則として事務局の解釈によるものとする。
- (5) 年度を通じて委託業務の履行に問題が無く、また次年度に広報紙の大幅な見直しを行わない場合は、次年度以降も契約を更新する場合もある。
- (6) この募集要項に記載する内容については、コンペの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。